



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年1月27日金曜日 第2337号

◇ 目次 ◇
規 則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則.....32

告 示

特約業者の指定の取消し.....33
 救急病院の協力申出.....33
 特定計量器の定期検査の実施.....33
 地籍調査の成果の認証.....34
 解除予定保安林にする旨の通知.....35
 都市計画事業の認可(2件).....35
 建設業者の許可の取消し.....35
 道路の区域変更(県道西条久万線).....35
 道路の区域変更(県道桜井山路線).....36
 開発行為に関する工事の完了.....36
 市営土地改良事業の施行の同意.....36

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....36

監査公表

財政援助団体等監査結果の公表(3件).....36
 随時監査結果の公表.....38

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....39

公営企業公告

感染性廃棄物処分業務の委託.....39
 重油の購入.....40

正 誤

平成22年7月6日付け第2181号愛媛県公安委員会規則第7号(愛媛県暴力団排除条例施行規則)中.....41

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第2号

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年1月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県手数料条例の規定による手数料の金額等を定める規則(平成12年愛媛県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(規則で定める手数料の金額)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験(次号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、<u>粉末冶金</u>、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ローブ加工、仕上げ、<u>金属研磨仕上げ</u>、<u>切削工具研削</u>、<u>ダイカスト</u>、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機</p>	<p>(規則で定める手数料の金額)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 条例別表6の表32の項の右欄の規則で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 前号に掲げる実技試験以外の実技試験(次号に該当するものを除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 園芸装飾、造園、さく井、金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、<u>粉末冶金</u>、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、ローブ加工、仕上げ、<u>金属研磨仕上げ</u>、<u>切削工具研削</u>、<u>製材のこ目立て</u>、<u>ダイカスト</u>、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、時計修理、光学機</p>

器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、木工機械整備、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作_____、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形_____、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官_____、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工_____、
_____、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウエルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 16,500円

イ 省略

ウ 和裁、テクニカルイラストレーション_____、機械・プラント製図又は電気製図の実技試験 12,100円

(3) 省略

器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、木工機械整備、機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、竹工芸、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、ガラス製品製造、陶磁器製造、石材施工、パン製造、菓子製造、製めん、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、れんが積み、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、畳製作、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウエルポイント施工、化学分析、金属材料試験、貴金属装身具製作、印章彫刻、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、工業包装、写真、産業洗浄、商品装飾展示又はフラワー装飾の実技試験 16,500円

イ 省略

ウ 和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図又は電気製図の実技試験 12,100円

(3) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第107号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成24年 1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
有限会社高橋石油店	四国中央市上分町495 - 1	平成23年11月30日

○愛媛県告示第108号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成24年 1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者名	認定の有効期限
渡辺病院	松山市空港通7丁目13番3号	医療法人ミネルワ会	平成27年1月3日まで

○愛媛県告示第109号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、西宇

和郡伊方町、八幡浜市、宇和島市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町、西予市、喜多郡内子町及び大洲市の特定計量器の定期検査を次のように実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に規定する特定計量器の検査は、平成24年4月2日から12月28日までの間において実施する。

平成24年 1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

検 査 日 時	検 査 場 所	検 査 区 域	対象となる特定計量器
平成24年午前11時から 4月4日午後3時まで	三崎公民館	伊 方 町	非自動はかり（計量法施行令第5条第1号又は第2号に掲げるもの及び同政令附則別表第2に掲げるものを除く。） 分銅 定量おもり 定量増おもり
" 5日 午前11時から 午後3時まで	瀬戸町民センター		
" 6日 午前10時30分から 午前11時30分まで	伊方町役場 町見出張所		
" 6日 午後1時から 午後3時まで	伊方町中央公民館	八 幡 浜 市	
" 10日 午前10時30分から 午後3時まで	八幡浜市役所 保内庁舎		
" 11日 午前10時30分から 午前11時30分まで	J A西宇和 川上共選場		
" 11日 午後1時から 午後3時まで	J A西宇和 真穴共選場		
" 12日 午前10時30分から 午前11時30分まで	千丈地区公民館		
" 12日 午後1時から 午後3時まで	神山地区公民館		
" 13日 午前10時30分から 午前11時30分まで	八幡浜市役所 日土出張所	八 幡 浜 市	
" 13日 午後1時から 午後3時まで	八幡浜市 総合福祉文化センター		

" 16日 午前10時30分から 午後3時 まで	八幡浜市役所 八幡浜庁舎	
" 17日 午前10時30分から 午後3時 まで	八幡浜市役所 八幡浜庁舎	
5月7日 午前10時30分から 午後3時 まで	宇和島市役所 三間支所	宇 和 島 市
" 8日 午前10時30分から 午後12時 まで	J A えひめ南 玉津支所	
" 8日 午後1時30分から 午後3時 まで	J A えひめ南 奥南支所	
" 9日 午前10時30分から 午後3時 まで	吉田公民館	
" 10日 午前10時30分から 午前11時30分まで	津島町商会	
" 10日 午後1時 から 午後3時 まで	岩松公民館	
" 11日 午前10時 から 午前11時 まで	御横公民館	
" 11日 午後1時 から 午後2時30分まで	下灘公民館	
" 14日 午前10時30分から 午後3時 まで	市立勤労青少年ホ ーム	
" 15日 午前10時30分から 午後3時 まで	市立図書館	
" 16日 午前11時 から 午後12時 まで	J A えひめ南 下波支所	
" 16日 午後2時 から 午後3時30分まで	宇和島市役所 宇和海支所	
" 17日 午前10時 から 午前11時 まで	定期船待合所 (日振島ボウケット パーク)	
" 17日 午後1時 から 午後2時 まで	J A えひめ南 宇和海第二支所	
" 17日 午後2時30分から 午後3時30分まで	J A えひめ南 嘉島出張所	
" 18日 午前10時 から 午前11時 まで	J A えひめ南 九島支所	
" 18日 午後2時 から 午後3時30分まで	J A えひめ南 来村支所	
" 21日 午前10時30分から 午後3時 まで	宇和島市役所	
" 22日 午後1時 から 午後4時 まで	宇和島市役所	
6月4日 午前11時 から 午後3時 まで	松野町 山村開発町民セン ター	松 野 町
" 5日 午前11時 から 午後2時30分まで	鬼北町役場 日吉支所	鬼 北 町
" 6日 午前11時 から 午後3時 まで	中央公民館	
" 7日 午前11時 から 午後2時 まで	中央公民館	
" 11日 午前11時 から 午後3時 まで	愛南町役場 内海支所	愛 南 町
" 12日 午前10時 から 午前11時30分まで	福浦公民館	
" 12日 午後1時 から 午後3時 まで	西海町民会館	
" 13日 午前9時30分から 午前11時30分まで	愛南漁業協同組合 深浦本所	
" 13日 午後1時 から 午後3時 まで	愛南町役場 一本松支所	
" 14日 午前9時30分から 午後3時 まで	城辺社会福祉会館	
" 15日 午前9時30分から 午後2時 まで	御荘文化センター	
9月3日 午前11時 から 午後3時 まで	西予市明浜町民会 館	西 予 市
" 4日 午前11時 から 午後3時 まで	西予市狩江公民館	
" 5日 午前11時 から 午後3時 まで	西予市 俵津支所	
" 6日 午前10時30分から 午前11時30分まで	三瓶農村研修セン ター	
" 6日 午後1時30分から 午後3時 まで	西予市三瓶北公民 館	

" 7日 午前10時30分から 午後3時 まで	西予市 三瓶支所	
" 10日 午前11時 から 午後12時 まで	西予市 惣川支所	
" 11日 午前10時30分から 午後3時 まで	西予市野村公会堂	
" 12日 午前10時30分から 午後2時30分まで	西予市 総合センターし ろ かわ	
" 13日 午前10時30分から 午後3時 まで	西予市役所	
" 14日 午前10時30分から 午後2時 まで	西予市役所	
10月1日 午前10時 から 午前11時30分まで	J A えひめ中央 田渡経済センター	内 子 町
" 1日 午後1時 から 午後2時30分まで	J A 愛媛たいき 大瀬支所	
" 2日 午前10時 から 午後2時 まで	内子町小田林業セ ンター	
" 3日 午前10時 から 午前11時30分まで	J A えひめ中央 参川経済センター	
" 3日 午後1時 から 午後3時 まで	内子町役場 内子分庁舎	
" 4日 午前10時 から 午後3時 まで	内子町役場 内子分庁舎	
" 5日 午前10時 から 午後3時 まで	内子町役場	
" 9日 午前10時 から 午前11時30分まで	榑生連絡所	大 洲 市
" 9日 午後1時 から 午後3時 まで	白滝連絡所	
" 10日 午前10時 から 午後3時 まで	大洲市役所 長浜支所	
" 11日 午前10時 から 午前11時30分まで	八多喜連絡所	
" 11日 午後1時30分から 午後3時 まで	上須戒連絡所	
" 12日 午前10時 から 午後12時 まで	菅田連絡所	
" 12日 午後1時30分から 午後3時30分まで	新谷連絡所	
" 15日 午前11時 から 午後2時 まで	河辺基幹集落セン ター	
" 16日 午前10時30分から 午後3時 まで	大洲市役所 肱川支所	
" 17日 午前10時 から 午後3時 まで	大洲市民会館	
" 18日 午前10時 から 午後3時 まで	大洲市総合福祉セ ンター	

○愛媛県告示第110号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年 1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
松山市	土居田町地区	平成21年度から 平成23年度まで	松山市の 地籍図及び地籍簿
松山市	針田町地区	平成21年度から 平成23年度まで	松山市の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成24年 1月27日

○愛媛県告示第111号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町東明神乙757の43から乙757の46まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成24年 1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 施行者の名称
新居浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
新居浜都市計画道路事業
8・7・1 中央環状線
- 3 事業施行期間
平成24年 1月27日から
平成27年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
愛媛県新居浜市坂井町二丁目及び坂井町三丁目地内
- (2) 使用の部分
愛媛県新居浜市坂井町二丁目地内

○愛媛県告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成24年 1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 施行者の名称
新居浜市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
新居浜都市計画駐車場事業
2 新居浜駅前自転車駐車場
- 3 事業施行期間
平成24年 1月27日から
平成25年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
愛媛県新居浜市坂井町二丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第114号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年 1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-19)第11794号	平成20年1月29日	脇建設(株)	脇 由佳	四国中央市金田町半田丙72-2	平成23年12月6日	土木工事業、建築工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-23)第264号	平成23年10月6日	高橋土建(株)	高橋 宏幸	西条市下島山甲567	平成23年12月15日	建築工事業、管工事業 造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般-22)第14813号	平成23年2月8日	(有)平和産業	佐野 辰子	西条市北条476	平成23年12月15日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(般-18)第14903号	平成18年12月17日	(株)山崎組	山崎 卓也	今治市宮窪町宮窪5754-4	平成23年12月16日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	西条久万線	西条市大保木字檜原3号90番1から 同字3号86番まで	旧	メートル 19.5~23.2	キロメートル 0.044	
			新	36.6~45.2	0.044	

○愛媛県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	桜井山路線	今治市桜井3丁目甲65番地10地先から 同市桜井3丁目甲23番地1地先まで	旧	メートル 7.0~19.0	キロメートル 0.400	
			新	10.5~20.0	0.400	

○愛媛県告示第117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 1月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
23中局建（開）第53号 平成24年 1月18日	伊予市八倉字七反畑809番1	松山市井門町373番地1 株式会社上浮穴産業

○愛媛県告示第118号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1

項の規定により、西予市長から協議のあった市営土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農業用排水施設整備事業）・農友地区）の施行に平成24年 1月17日同意した。

平成24年 1月27日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 1月16日	特定非営利活動法人 レインボーリームはびまむ	川 崎 暁 子	松山市南斎院町1226番地 9	この法人は、子育て中の母親層に対して、子供とともに楽しめるレッスンやイベントの開催、母親の特技や趣味を活かしたレッスンやイベントの開催を通して形成される「母親コミュニティ」の運営事業を通して、「母親主体の子育て支援」を、母親コミュニティと地域社会との協働で行うことにより、子育て中の母親の抱える問題を解決するとともに、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

監 査 公 表

○公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年 1月27日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸

同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
学 校 法 人 育 英 学 園	平成23年11月28日
学 校 法 人 松 山 学 園	〃
学 校 法 人 み どり 幼 稚 園	〃
学 校 法 人 卯 之 町 幼 稚 園	〃
社 会 福 祉 法 人 は び ね す 福 祉 会	〃

社会福祉法人 鶴寿会	〃
社会福祉法人 愛美会	〃
社会福祉法人 伊方社会福祉協会	〃
有限会社 フジマート	〃
道後プリンスホテル株式会社	〃
宇和島地区広域事務組合近永乳児院	〃
有限会社 ベネット	〃
合名会社 松井新商店	〃
有限会社 たかぎ	〃
えひめ林業担い手建設事業協同組合	〃
社団法人 愛媛県建設業協会西予支部	〃
新居浜市阿島土地改良区	〃
西条市禎瑞上部土地改良区	〃
宗教法人 岩屋寺	〃
上 島 町	〃
松 前 町	〃
愛媛県森林組合連合会	平成23年12月19日

(監査の結果)

平成22年度において実施された上記団体に対する次の補助金に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、一部の団体において次の事項が認められた。

補助対象とならない入所者へのサービスに係る経費及び職員の慰労的宴会経費が補助対象経費に計上されていたため、補助金の過大(149,000円)な交付を受けていた。(社会福祉法人 伊方社会福祉協会)

補助対象とならない研修中の飲食経費が補助対象経費に計上されていたため、補助金の過大(163,429円)な交付を受けていた。(社団法人 愛媛県建設業協会西予支部)

事業主体	補助金の名称	補助対象事業	補助対象事業費	補助金額
学校法人 育英学園	平成22年度愛媛県私立学校運営費補助金	育英幼稚園の運営費	56,678,301円	41,892,000円
学校法人 松山学園	〃	松山幼稚園の運営費	95,916,683円	41,967,000円
学校法人 みどり幼稚園	〃	みどり幼稚園の運営費	84,259,514円	48,222,000円
学校法人 卯之町幼稚園	〃	卯之町幼稚園の運営費	31,970,143円	10,906,000円
社会福祉法人 はびねす福祉会	平成22年度愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金	ファミリア(ケアハウス)の運営費	31,912,437円	15,616,000円
〃	〃	プラチナガーデン(ケアハウス)の運営費	75,136,263円	24,504,000円
社会福祉法人 鶴寿会	〃	ケアハウスひまわり苑の運営費	53,604,128円	8,604,000円
社会福祉法人 愛美会	〃	虹の里(ケアハウス)の運営費	55,487,000円	16,727,000円
社会福祉法人 伊方社会福祉協会	〃	ケアハウスつわぶき荘の運営費	37,651,302円	17,789,000円
有限会社 フジマート	平成22年度愛媛県民間施設省エネ	空調設備等の施設整備費	15,000,000円	5,000,000円

道後プリンスホテル株式会社	・グリーン化推進事業費補助金	〃	19,300,000円	6,433,000円
宇和島地区広域事務組合近永乳児院	平成22年度子育て支援緊急対策事業費補助金	施設内遊具等の施設整備費	6,937,540円	6,936,000円
有限会社 ベネット	〃	施設内改装等の施設整備費	4,049,788円	4,049,000円
合名会社 松井新商店	平成22年度愛媛県障害者職場実習設備等整備事業費補助金	障害者の職場実習のための施設整備費	4,690,000円	4,690,000円
有限会社 たかぎ	〃	〃	5,691,000円	5,000,000円
えひめ林業担い手建設事業協同組合	平成22年度愛媛県建設業複業化推進事業費補助金	建設業の複業化推進に係る経費	6,632,667円	5,000,000円
社団法人 愛媛県建設業協会西予支部	〃	〃	5,004,005円	5,000,000円
新居浜市阿島土地改良区	平成22年度愛媛県単独土地改良事業補助金	農道改良等の土地改良事業	18,622,000円	9,311,000円
西条市禎瑞上部土地改良区	〃	かんがい排水等の土地改良事業	18,546,000円	7,418,400円
宗教法人 岩屋寺	平成22年度重要文化財等保存修理費補助金	自動火災報知設備等の施設整備費	53,935,640円	5,393,000円
上 島 町	平成22年度新ふるさとづくり総合支援事業費補助金	地域づくり推進事業	10,122,880円	4,899,000円
松 前 町	〃	〃	7,769,941円	3,880,000円
愛媛県森林組合連合会	平成22年度原木乾しいたけ等生産拡大支援事業費補助金	原木生産拡大支援事業	28,771,310円	28,356,000円

○公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年 1月27日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
 同 本 宮 勇
 同 赤 松 泰 伸
 同 岸 新

監 査 対 象 機 関		監 査 年 月 日
団 体 名	基 本 金 等	
愛媛県住宅供給公社	設立 昭和40年11月15日 基本金金額 10,000,000円 県出捐額 10,000,000円	平成23年11月28日

公立大学法人 愛媛県立医療技術 大学	設立 平成22年 4月 1日 資本金額 1,285,010,000円 県出資額 1,285,010,000円	平成23年12月19日
財団法人 松山観光コンベン ション協会	設立 平成 3年 1月10日 基本金額 521,000,000円 県出捐額 150,000,000円	"
財団法人 えひめ海づくり基 金	設立 昭和61年12月12日 (平成23年 4月 1 日付けで財団法人 愛媛県水産振興基 金と合併し、同日 付けで名称変更。) 基本金額 2,567,600,000円 県出捐額 785,000,000円	"
愛媛県土地開発公 社	設立 昭和48年 6月 1日 基本金額 30,000,000円 県出捐額 30,000,000円	"
財団法人 愛媛県廃棄物処理 センター	設立 平成 5年 9月 1日 基本金額 10,000,000円 県出捐額 2,500,000円	平成23年12月20日
財団法人 えひめ産業振興財 団	設立 昭和61年11月 1日 基本金額 2,519,557,000円 県出捐額 950,000,000円	"
財団法人 えひめ農林漁業担 い手育成公社	設立 昭和46年 9月 8日 基本金額 15,000,000円 県出捐額 10,650,000円	"
公益財団法人 愛媛県暴力追放推 進センター	設立 平成 4年 4月24日 (平成22年12月 1 日付けで公益財団 法人に移行。) 基本金額 600,000,000円 県出捐額 300,000,000円	"
(監査の結果) 平成22年度事業に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。		

○公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年 1月27日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	平成23年12月19日
特定非営利活動法人 ラ・ファミリエ	"
愛 媛 県 森 林 組 合 連 合 会	"
愛 媛 県 営 住 宅 管 理 グ ル ー プ	"
財 団 法 人 え ひ め 産 業 振 興 財 団	平成23年12月20日
愛媛県物産観光センター管理コンソーシアム	"

(監査の結果)

平成22年度において実施された公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

公 の 施 設 の 管 理 委 託 団 体	公 の 施 設 の 名 称	委 託 金 額
社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	愛媛県総合社会福祉会館	56,269,000円
特定非営利活動法人 ラ・ファミリエ	ファミリーハウスあい	0円
愛 媛 県 森 林 組 合 連 合 会	えひめ森林公園	22,663,000円
愛媛県営住宅管理グループ	愛媛県中予地方局管内県営住宅	160,917,000円
財団法人 えひめ産業振興財団	テクノプラザ愛媛	64,932,000円
"	愛媛県産業情報センター	21,822,000円
愛媛県物産観光センター管理 コンソーシアム	愛媛県物産観光センター	20,434,000円

○公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年 1月27日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
私 学 文 書 課	平成24年 1月11日
子 育 て 支 援 課	"
土 木 管 理 課	"
建 築 住 宅 課	"
南 予 地 方 局	
健 康 福 祉 環 境 部	"

(監査の結果)

平成22年度における、愛媛県私立学校運営費補助金、愛媛県子育て支援緊急対策事業費補助金、愛媛県建設業複業化推進事業費補助金、愛媛県中予地方局管内県管住宅の管理運営に関する指定管理業務及び愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金について、法第199条第5項の規定による監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

社団法人愛媛県建設業協会西予支部に対する平成22年度における愛媛

県建設業複業化推進事業費補助金について、補助対象経費に補助対象外経費を含めて算出したため、163,429円が過大に交付されていた。

(土木管理課)

社会福祉法人伊方社会福祉協会に対する平成22年度における愛媛県軽費老人ホーム事務費補助金について、補助対象経費に補助対象外経費を含めて算出したため、149,000円が過大に交付されていた。

(南予地方局 健康福祉環境部)

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第6号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成24年1月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to the list of facilities for absentee voting, specifically regarding the 'Sansei Home' facility in Imabari City.

公営企業公告

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年1月27日

愛媛県立中央病院長

梶原 真人

1 入札に付する事項

- (1) 件名: 感染性廃棄物処分業務の委託
(2) 委託業務名及び予定数量: 感染性廃棄物処分業務: 約4,500,000リットル
(3) 委託業務の内容等: 入札説明書及び仕様書等による。
(4) 委託期間: 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
(5) 委託業務の履行場所: 松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 2228

- (2) 入札書の受領期限

平成24年3月8日(木)午後1時50分

- (3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成24年1月27日(金)から2月24日(金)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成24年3月8日(木)午後1時50分

愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、平成24年2月24日(金)までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal

of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital , approximately 4 500 000 liters

- (2) Time limit of tender: 1:50 p.m . , 8 March 2012

(3) For further information , please contact: Accounting Section , General Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan

TEL 089 947 1111 Ext 2228

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年1月27日

愛媛県立中央病院長

梶 原 眞 人

1 入札に付する事項

- (1) 件名

重油の購入

- (2) 購入物品名及び予定数量

重油(J I S K 2205 1種2号)

約619 000リットル

- (3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

- (4) 納入期間

平成24年4月1日から平成24年9月30日まで

- (5) 納入場所

愛媛県立中央病院

- (6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「石油燃料類」について、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 納入期間中に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務課会計係
〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 2228

- (2) 入札書の受領期限

平成24年3月26日(月)午後1時30分

- (3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成24年 1月27日（金）から 3月 7日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前 8時 30分から午後 5時15分までをいう。以下同じ。）

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成24年 3月26日（月）午後 1時30分
愛媛県立中央病院 東洋医学研究所 1階 会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を平成24年 3月 7日（水）までの執務時間中に 3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Heavy

Oil (JIS K2205 class 1 No 2) approximately 619 ,000 liters

(2) Time limit of tender: 1:30 p . m . , 26 March 2012

(3) For further information , please contact: Accounting Section ,

General Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan

TEL 089 947 1111 Ext 2228

正 誤

○正 誤

平成22年 7月 6日付け第2181号愛媛県公安委員会規則第 7号（愛媛県暴力団排除条例施行規則）中

ページ	箇所	誤	正
478	第 2 条第 2 項中	口答	口頭